

# 市民と歩む議員の会

議会報告

いけぶち佐知子



発行：「市民と歩む議員の会」 〒564-0041 吹田市泉町1-3-40 (市議会内) TEL：06-6384-1390(会派控室) 2022.04 No.69【通巻140】

## ■ ウクライナに平和を

平和の祭典と言われながらも政治の影響が見え隠れした2022年北京オリンピック（2月4日～20日）が終わってすぐ、ロシアのウクライナ侵攻が始まりました。

この報告が配布される頃には平和的解決となっていることを願いつつこの文章を書いています。

市民、子どもたち、高齢者、無差別に砲撃される様子をニュースで見ると心に痛みます。今、遠く日本でできることは限られていますが、それでも意思表示することがまずは大事だということで、「市民と歩む議員の会」発案による「ロシアによるウクライナ侵略行為に対し平和的解決を求める決議」を2月定例会の最終日に全会一致で可決しました。



## ■ 3月23日、全会一致で可決

ロシアによるウクライナ侵略行為に対し平和的解決を求める決議

本年2月24日、ロシア軍は突如として、ウクライナに対し全面的な侵攻を開始した。ロシアは今回の侵攻に当たり、ウクライナ国内のロシア人保護のための緊急的な軍事的措置であることなどを主張しているが、罪なき市民が不当な攻撃にさらされ、至る所で目を覆いたくなるような惨状を呈しており、大規模な侵略行為であることに疑いの余地はない。

このような行為は、武力の行使を禁じる国際法の重大な違反行為であり、真に平和を求める国際社会への悪意ある挑戦であると言わざるを得ない。

また、ロシアは国際平和にとりわけ大きな責任を担うべきである常任理事国の一員であり、平和維持に向けた積極的な行動を行うことを求められる立場にある。それにも関わらず、自らの責任を放棄した今回の暴挙は強く非難されて当然であり、独立国家の領土保全と主権を侵す明白な侵略行為を断じて容認することはできない。

さらに、ロシアは世界最大の核保有国であり、今回のウクライナ侵略において、その使用を示唆しているが、「非核平和都市宣言」を掲げている本市としては、このような暴挙を決して許すことはできない。

よって本市議会は、ロシアによるウクライナ侵略行為に対し強く抗議するとともに、部隊の即時撤退と平和的解決を行うよう求める。

以上決議する。  
令和4年3月23日

吹田市議会

## 【各意見書を賛成多数及び全会一致で可決】

第1号 介護職員の処遇改善の実施に際し、関連する事務手続きの簡素化及び対象職種の拡大等を求める意見書  
賛成多数可決30対5(大阪維新の会・吹田のみ反対)

第2号 オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書  
賛成多数可決26対9(公明党、吹田新選会が反対)

第3号 文書通信交通滞り費の抜本的見直しを求める意見書  
賛成多数可決22対13(公明党、自由民主党絆の会が反対)

第5号 痴漢被害への対策を求める意見書  
賛成多数可決19対16(公明党、自由民主党絆の会、吹田新選会、無所属クラブが反対)

第6号 ロシアによるウクライナ侵略行為に対し平和的解決を求める決議  
全会一致賛成可決

※ なお、議長は採決に加わっていません。

議会報告をお入用の方は、お名前、送付先などお知らせください。  
(P4をご覧ください)



市議会HP

2月定例会では、市長から予算案の減額（一つの事業予算の取り下げと、もう一つの事業の予算の一部減額）がありました。これにはチーム議会として、一丸となって執行部に要求したこと、また、一丸とまではいかなかったため一部減額に終わってしまったことによるものです。以下、ご報告します。

### 市民課窓口業務委託事業の撤回

令和4年度(2022年度)一般会計予算中、委託料等関連経費約6,500万円及び令和5年度(2023年度)～7年度(2025年度)の債務負担行為約7億円を全額減額する案が、執行部から示されました。

#### 市民課業務の一部委託

令和4年度から令和7年度までの委託料等の関連経費について、全額を減額する。  
(款) 総務費 (項) 戸籍住民登録費 (目) 戸籍住民登録費  
(大事業) 戸籍住民登録事業 (小事業) 戸籍住民登録事業

部	内容	修正前	修正後	備考
報價費	事業者選定委員謝礼	24	0	
委託料	窓口等業務委託	65,443	0	
	計	65,467	0	
債務負担行為	窓口等業務委託	716,353	削除	令和5年度～令和7年度

### 危機管理センター事業のうち一部撤回

令和4年度(2022年度)一般会計中、事業関連経費約1億9,500万円を約7,890万円に減額する案が、同じく執行部から示されました。

#### 危機管理センターの設置

発災時の迅速な初動体制確保のための関連諸室の常設化・ワンフロア化のみ実施することとし、それ以外の経費116,195千円を減額する。  
(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 災害対策費  
(大事業) 防災対策事業 (小事業) 防災対策事業

部	内容	修正前	修正後	備考
委託料	危機管理センター整備	165,702	49,507	災害対応オペレーションシステム機器、システム機器設置関連経費等を削除
	吹田市防災行政無線設備移設	15,353	15,353	
	大阪府防災行政無線設備移設	3,190	3,190	
備品購入費	各室什器・備品購入	10,890	10,890	
	計	195,135	78,940	▲116,195

### 撤回に至る経過

#### ① 市民課窓口委託事業

予算常任委員会の文教市民分科会で審査しました。突然降ってわいたような提案（これは、危機管理センターについても同じ）で、市長が以前の議会答弁で「市役所の（市民との）対面職場での業務は、（中略）基礎自治体の使命においてとても大切な業務です」と述べたことに反するのではないかと、ということなど、質疑が相次ぎ、分科会として事業は認められないとなりました。

分科会の結論を執行部に告げたところ、事業予算の全部撤回をするとの答えが返ってきました。

#### ② 危機管理センター

同委員会の財政総務分科会で審査しました。

現在、危機管理室は高層棟8階にあり、非常時の対策本部設置は中層棟4階にある議会の全員協議会室を使って機器設置等を行っています。この設置準備に約3時間かかるのと、今回高層棟3階に危機管理室や対策本部が設置されたときのオペレーションルームなどを危機管理センターとして常設設置するための予算が提案されていました。

なお、現在の高層棟3階には、行政委員会（監査委員会、公平委員会、農業委員会、選挙管理委員会）があるため、これらの執務室を他の場所に移設するための予算や、本庁舎内ではスペースが不足するため、本庁舎にある都市計画部資産経営室を北千里公民館・図書館分室（今年の11月に新複合施設に移転予定）の跡施設に移すための予算が入っています。

本会議や分科会では、高層棟の耐震性など安全性についての質疑が相次ぎ、答弁があいまいだったり、間違いを委員から指摘されて答弁訂正をしたり、など、予算内容はもちろんのこと、事業提案までの熟度が不足していると言わざるを得ませんでした。

分科会ではこの事業は認められないという意見と、認めるという意見があり、一つの意見にまとまりませんでした。

#### ③ 予算常任委員会の最終日、討論採決の場

危機管理センター関係予算の組み替え動議が23名の委員連名で提案され、採決の結果、賛成者多数で可決しました。

その結果を受け、市長は、定例会最終日まで、個別に意見をお聴きして、再検討すると答えました。

### 定例会最終日

執行部から、市民課窓口業務委託関連予算全額と危機管理センター関連予算の一部を減額した予算訂正案（実質は修正案）が提案され、まずこの案に対する質疑を行いました。

これまでは議会側の意向を受けて訂正するのが常であり、質疑を行う議員はありませんでしたが、今回は危機管理センターについての議員の意向が分かれていたため、質疑をすることになりました。

市民と歩む議員の会は、五十川議員が代表して質疑しました。概要は次の通りです。

### 危機管理センターに課する質疑（概要）

#### 質問

賛成多数で可決した組み替え動議の趣旨をどのように理解したのか。

#### 総務部 危機管理監

本動議可決を尊重し、改めて賛同された議員への趣旨を確認したうえで、現状における最善の案を提案する必要があると理解した。

#### 質問

市長は動議に賛同した議員の意見を個別に聞き、再度検討すると述べたが、うちの会派には聞き取りはなかった。市長からどのような指示があったのか。

#### 総務部 危機管理監

市長から具体的な指示は特になく、動議可決後の市長の発言を踏まえて、担当として各議員の意向確認を行った。

#### 質問

組み替え動議の趣旨は、危機管理センター設置に関係する事業予算の削除であったが、一部のみ削除した修正案提出の意図は何か。

#### 総務部 危機管理監

本部機能の立ち上げに約3時間を要すること、災害対応オペレーションルームと危機管理室執務室等が離れていることなどの課題について、おおむね共通認識を持つことができた。

初動体制の早期構築に必要な諸室の常設化・ワンフロア化に関する予算のみを提案した。設置場所は現時点では当初提案通り高層棟3階を考えている。



大型マルチスクリーン  
【災害対応オペレーションシステム設置】

#### コメント

危機管理センターを設置する必要性については同意するが、庁舎内で高層棟3階が一番安全性が高いという客観的データがないこと、建設年から見て中層棟のほうが新しく新耐震基準で建てられていることから、中層棟での設置も検討すべきところ検討されていないこと、などから、いったん予算は白紙に戻し、本当に高層棟3階でいいのかどうか、調査検討したのち予算を改めて提案すべきとして、予算訂正案に反対しました。

### 令和4年度(2022年度)一般会計への反対討論

市民と歩む議員の会を代表して、馬場議員が反対の立場で討論しました。市民課窓口委託業務や危機管理センター以外にも特に問題になった卒煙支援ブース事業についての討論を抜粋報告します。

まず、予算概要は以下の通りです。

J R岸部駅北口及びJ R吹田駅北口の2か所に閉鎖型喫煙ブース（卒煙支援ブースと称している）を設置する予算は、約5,955万円。

これに卒煙（＝禁煙）支援のための啓発コンテンツ作成費用として約266万円。

合計約6,200万円。これにランニングコスト（電気代など）として年間約400万円かかるということです。

《以下、意見抜粋》

予算審査に当たっては、費用対効果が重要となりますが、卒煙における効果は確実にはわからないとのこと。また、卒煙支援に対する効果検証は、その場所を利用する喫煙者のみを対象とするものであり、1年間で20名が利用すれば達成とのこと。このような高額予算をかけて設置することは到底、容認できない。

また、路上喫煙禁止については、すでに両区域とも、禁止区域という点では約500万円程度がかかっており、その費用も上乗せされる。

なお、J R吹田駅北口には、そもそも既設の喫煙所において、受動喫煙、吸い殻のポイ捨てが多いということでの閉鎖型喫煙所の設置の検討の必要性は一定、地域の方々のご意見等もあり理解するが、設置費用があまりにも高額である。

また、J R岸部駅北口に関しては、副市長が述べたスモークフリーのゴールは「喫煙所がないこと」であれば、最後までそれを貫き通していただくことが吹田市長の言われる「たばこのないまち」ではないか。

そもそも、これら2地区は、「喫煙禁止地区」であり、タバコを吸わないことを求めているルールを守らない人々の心理はどのような状況なのか。行動経済学の「ナッジ理論」を使うとのことであったが、どうしたら、その場所でポイ捨てをしなくなるのか、喫煙禁止という場所でのルール違反をしなくなるのか。その部分にこの行動心理学を導入の方が確実に環境美化と受動喫煙の防止を求める地域の方々のご意向に沿うのではないのでしょうか。再考することを求める。

## オンライン本会議の実現に向けて

新型コロナの感染対策として、**地方議会でデジタル化**が進んでいます。吹田市議会においても、議員が自宅などからオンラインで委員会に出席できるよう条例改正を行いました。**<補足>**ご参照ください。

しかし、議会の意思決定は本会議ですので、本会議がオンライン開催できることが重要です。しかし、地方自治法で本会議の「出席」は「一堂に会する＝議場にいること」との解釈があり、現時点では実現していません。

そこで、**議会のデジタル化やDX**が進んでいる取手市議会へのオンライン視察を吹田市議会議員有志で実施し、その際、オンライン本会議実現に向けて、全国の議会から国に要望を上げていきましょう、という提案をいただきました。すでに、吹田市議会では昨年度にもオンライン本会議実現に向けての意見書を可決し国に要請していますが、今年度も改めて、意見書を提出することにしました。

市民と歩む議員の会が発案した意見書(案)について各会派に賛同を求めたところ、**賛成者多数で可決**しましたので、ご報告いたします。

### オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだに見通せない中、地方議会においては、議員や説明員が**新型コロナウイルス**感染や濃厚接触者認定等によって議場に参集できない事態が現に発生している。また、近年頻発している**自然災害等**や、少子高齢化が進む中で、**妊娠、出産、育児や介護、自らの疾病**など、議員を取り巻く事情が多様化していくこともかんがみると、今後、**議員が議場に参集できない事態の増加が想定**される。

現行の地方自治法では、議場に参集できない議員は欠席となることから、議案審議などに参画することができず、議員の職責を果たすことができない。また、議場に参集できる議員が定足数に満たない場合は、本会議を開くことができないため、首長の専決処分を、漫然と許すことになり、議会不要論が増幅することにもなりかねない。

これらのことから、議員や説明員が議場に参集できない場合でも、自宅などから議案審議などに参画できるようにするため、**オンラインによる本会議の実現**が望まれる。

国では、衆議院憲法審査会において、オンラインによる国会審議の実現に向けた議論がなされているものの、憲法第56条の解釈などで意見が分かれ、憲法改正の要否にまで議論が及ぶなど、いまだに実現の見通しは立っていない。しかし、地方議会が国会に準拠しなければならない法的根拠はなく、国に先行してオンラインによる本会議を実現することも可能である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、本会議への出席、議決をオンラインによっても可能とする**地方自治法の速やかな改正を強く要望**する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日

吹田市議会

### <補足>

2020年4月、総務省は委員会に限り、議場に集まるのが困難な場合はオンライン出席も可能とする通知を出しました。これを受け、4月3日付日本経済新聞記事「オンライン議会 地方先行」によると、**16都道府県・102市区町村**が委員会審議に導入しているとのことです。

また、このオンラインでの委員会出席を認める理由としては、新型コロナウイルス感染症だけでなく、コロナを含む感染症や災害、育児・介護も対象とするところもあります。

なお、吹田市議会では、委員会条例に第12条の2として、下記のように追加しています。

第12条の2 委員長は、**非常災害又は重大な感染症の流行**が生じたことにより、委員が招集場所に参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により、又はオンラインを併用して委員会を開催することができる。

※ この議会報告をご希望の方は、

FAX (06-4861-7418) にお申し込みを。



しっかり市民派  
ずっと無党派

「市民が主役」の  
住み続けたいなる  
まちを創りましょう！



「市民と歩む議員の会」  
いけぶち佐知子  
いそがわゆか  
馬場慶次郎

TEL:06-6384-1390  
TEL:06-4861-7418  
TEL:06-4864-2874  
TEL:06-6389-8555

facebook.com/shimin10ayumu/  
Mail:info@ikebuchi-sachiko.net  
Mail:510yuka.suita@gmail.com  
Mail:info@baba-keijiro.com

